

1950年代台湾における「失学民衆」への「国語」補習教育 —元「日本人」の「中国化」の挫折—

森田 健嗣

はじめに

第1節 戦後初期（1945–1949）の「国語」補習教育の展開

第2節 1950年代における「国語」補習教育の展開

第3節 「国語」補習教育に対する民衆の反応

おわりに

（要約）

戦後台湾では、如何にして元「日本人」の台湾人を「中国人」へ変容させる国民統合が進められていったのか。本稿ではこの問いについて、非学齢期の者を対象とした「国語」（中国語）補習教育を通じて検討する。一般民衆に与えられた「国語」学習機関は、「国民学校」（小学校）の夜間クラスであった。戦後初期、一般民衆への「国語」補習教育は積極的に行われなかったが、中央政府の台湾移転後、法律、辦法、蒋介石の論著に記された指示により、広範に実施された。ここから中国大陆でなしえなかった民衆への「国語」普及という、蒋介石や政府の近代国家形成理念がみてとれる。だが民衆・教員共に「国語」補習教育には不熱心であり、政府の「国語」普及の主眼は結局のところ、学齢期児童にあった。即ち中国大陆で未完のまま終わった大衆への「国語」普及は台湾でも未完であり、戦後台湾の国民統合は、元「日本人」を置き去りにしたまま、不完全な形で進められていた。

はじめに

1943年時点の段階において日本統治下にあった台湾の住民（本島人）の日本語理解率は8割に達していたとされる¹。そして日本語が台湾の人々の間で共通の言語となり、同時に共通の意識をも生み出すことになったという²。1945年以後、台湾の統治者が「日本」から「中華民国」に変わり、新たな「国語」である中国語が普及に伴い台湾社会に覆い被さることになる³。しかし戦後台湾の「国語」普及に関する先行研究⁴では、この日本語を解する台湾人に対して、いかに新たな「国語」（中国語）を教育するか、という観点に注目して論じられることはほとんどなかった。

戦後台湾において第一の「国語」である日本語から、第二の「国語」である中国語への言語の転換を通じて、台湾を「中華民国」の一部とし、学齢児童のみならず、元「日本人」の台湾人を「中国人」にすることが、政府の目標であった⁵。では日本語を解する台湾人に対していかに新たな「国語」（中国語）教育を行い、国民統合を進めたのか。学校教育における「国語」普及のみへの着目では不十分である。本稿は戦後台湾における非学齢期の者を対象とした「国語」補習教育に関して論じることで、この問いに答えることを目的とする。また義務教育との比較をも通して同補習教育の効果と実態の一側面をもみることとする。こうした検討から明らかになるのは、1950年代以降、公務員となるものを除いて、元「日本人」の「中国人」化は、結果として置き去りにする形で国民統合政策が進められていった点である。

第1節 戦後初期 (1945-1949) の「国語」補習教育の展開

日本の植民地統治が終わった台湾社会は、何容⁶によれば「国語」(中国語)の学習や伝授が熱狂的に展開されていた。純粋な「祖国熱」や、「祖国(中華民国)に服務する」ために熱烈に「国語」を学習していた者があられていたという⁷。

1945年12月31日、陳儀行政長官は「台湾接管計画綱要」に基づく「民国35年度工作要領」を発表した⁸。そして、台湾の各県や市には日本植民地期に設置された「国語講習所」を「国語推行所」に改め、「台湾省各県市推国語実施辦法」や「台湾省国語運動綱領」の公布により「国語」推進の環境が整備された⁹。

1945年に公布された「台湾接管計画綱要」の通則には文化に関する大きな目標が掲げられていた。一点目は民族意識を強めること、二点目は日本支配により植え付けられた奴隷化思想を一掃すること、三点目は教育機会の普及、そして文化水準を高めることだった。この通則に基づき、台湾省行政長官公署は、「日本の皇民化教育を排除して、民族文化を育成し、祖国の言語・文字教育を強力に推進する」という目標を掲げた¹⁰。1946年9月4日には台湾省行政長官公署教育処は、非識字者を一掃し未就学民衆に識字教育を施すため、「台湾省普及失学民衆識字教育35年度(1946年度)実施計画」を公布し、台湾の各県や市にこれを実施するよう求めた¹¹。この実施計画には、1946年度から各国民学校(小学校-筆者注)に「失学民衆補習教育部」(民教部)を設置し、義務教育年齢を過ぎた12歳から45歳までの未就学男女に対し補習教育を実施せよ、というものである。補習教育は初級・高級に分けられ、初級クラスは4ヶ月、高級クラスは6ヶ月とされた。教育内容は「国語」を主科目とし、「公民」「常識」を補助科目とした¹²。そして非識字者をなくし中国の文字と国民基本知識普及に努め、台湾省の民衆精神文化を早期に中国本土と一致させることを目指した¹³。その際、実際に教育を受けていても、つまり日本の植民地教育を受けていても、それをもって識字者とはされなかった側面もあったようだ¹⁴。どのように学生を集めていたのか。当時の資料によれば、郷長らが戸籍から区域内の適齢入学者数を調査し名簿を作り、役場から該当者に通知書を送り、通知を受けても出席しない者は警告を受け、名前が張り出される。それでも出席しない場合は罰則規定が設けられていたという¹⁵。

ところが、たとえ補習班欠席に対しての罰則規定があっても「国語」補習推進は十分には広まらなかったようだ。たとえばWW氏(1928年台湾・雲林県水林の農家生まれ)が「戦前日本統治時代の小学校を卒業、戦時中で空襲ばかり、まともに勉強できなかった。戦後生活困難で進学ができなかった。国民党軍隊の主催した識字班で一年間勉強したが軍隊の入隊勧誘に親の反対で行かなかった。1947年の二・二八事件¹⁶後国民党政府に嫌悪感を持ち、国語の勉強には行かなくなったので、今も(国語は)話せない」と述べている点からもみてとれる¹⁷。

また、1946年4月2日に組織された「台湾省国語推行委員会」は、台湾の国語教育業務を行きうける行政機関として台湾省行政長官公署教育処のもとに置かれた。同委員会は各県市に日本統治時代に用いられた「国語講習所」を改めた「国語(中国語)推行所」を19箇所設置し、各「推行所」には2名から7名の「推行員」派遣を計画した。だが、国語教員不足により同年10

月までにわずか14の「推行所」成立と42名の「推行員」の確保が達成されたのみであった¹⁸。

終戦直後の台湾では台湾人自身が自発的に「国語」を学ぶ姿勢を有していた。また、政府側も「国語」普及のため「国語」補習クラスを設けた。しかし台湾人は罰則規定があるにもかかわらず、新聞・雑誌での日本語使用禁止¹⁹に代表される国民党政府への不満を感じ、用意された「国語補習班」への受講は消極的であった。

ただし、この「国語補習班」以外にも多数の「国語」学習クラスが設置された。例えば、「新生活運動促進総会婦女工作指導委員会」が台湾に設置した支部機構「台湾省新運婦女工作委员会」は宋美齡の指導のもと、「台湾婦女」に祖国を認識させるため、「国語国文」の訓練を行った²⁰。また、台湾人教員が学校で「国語」を教授するために、「国民学校教員暑期講習会」が開かれた²¹。台湾人公務員に対しては徹底した「国語」教育が行われた。台湾人公務員は行政幹部訓練機構の省訓練団で再教育を受けることが義務付けられ、また各行政機構では台湾人公務員を対象とした「国語国文訓練班」も設けられた²²。こうした「国語」学習クラスは、受講者がある特定の目的に応じた材を養成するものであり、一般民衆を対象としたものは、政府が用意した「国語補習班」のみであったといえよう。

だが、1950年代からは状況が異なる。国共内戦に敗れた国民党の中央政府が台湾へ移転し、「国語」教育の強化も一つの課題となった。

第2節 1950年代における「国語」補習教育の展開

1. 「国語」補習教育へむけた法・社会等の整備

1950年代の代表的な「国語」普及への指示としては、1953年11月14日発表の蒋介石論著とされる『民生主義育楽兩篇補述²³』（以下『補述』）があげられる。これにもとづき「蒋介石の最高指示」として「国語」補習教育を進める、とされた²⁴。『補述』の中で、「国語」普及に関する項目は、「第二章 育的問題、第三節 教育問題、丙 民生主義教育的幾個部門、（一）兒童強迫教育與成人識字運動²⁵」に記されている。『補述』は孫文が『三民主義』の中で述べきれなかった「民生主義」の部分を蒋介石が継承し完成させた論著²⁶とされるが、この文面からも「民生主義」に基づき非識字者を一掃する意気込みがみられる。また、『補述』における「民生主義教育」に関する指示によれば、「失学民衆教育」の目標とは、次の四つにまとめられている。「掃除文盲」（非識字者の一掃）・国語の統一・生活常識の伝達・現代公民を育成する²⁷。こうした各種の指示により、「国語教育」が思想教育とともに教えられることになった。

また、1950年代には「国語」補習教育に対する政策、法の整備等が進められた。まず1949年末の政府の台湾移転後、「失学民衆」への「国語」補習教育は教育部の実施する社会教育の中心工作となり、「台湾省教育庁」および「台湾省国語推行委員会」によって実施されることになった²⁸。1951年6月には、教育部は「国語」推進の強化をはかるため、教育部は何容・劉真・游彌堅・齊鐵恨・王玉川・洪燦・王壽康・王星舟などの9名からなる委員で、あわせて17回にわたる会議が開かれた。その中で「国語」推進に関わる重要事項として、①台湾省各機関職員の国語補習

教育を強化する、②各級学校での国語教学を強化する、③省縣市立図書館に国語補習班を附設する、④訓練機構や講習会で国語カリキュラムを強化する、⑤山地での国語推進を指導する、⑥国語辞典の編纂、⑦国語速記を提唱し速記人員を訓練する、⑧簡体字を研究する²⁹、といった点が挙げられた。

そして、1953年には「社会教育法」が制定された³⁰。以下同法の要点を示す。

対象：「社会教育実施の対象は一般国民であり、学齢を既に超えて初等教育を受けなかった全ての国民は、一律補習教育を受けるものとする。学校教育をすでに受けた国民は、継続教育及び修学の機会を与えるものとする。」(第二条)

任務：社会教育の主たる任務は次のとおりである(第三条)。

1. 民族精神及び国民道徳を発揚すること。
2. 科学知能及び国防常識を涵養すること。
3. 公民自治及び四権の行使を訓練すること。
4. 国語教育を強め、非識字者の一掃をすすめること。
5. 衛生習慣を身につけ、健全な体格を鍛えること。
6. 芸術趣味及び禮樂風尚を培養すること。
7. 風景名勝及び史蹟文物を保護すること。
8. 通俗読物及び民衆娯楽を改善すること。
9. 生活技能を教習し、生産の競い合いを推進すること。
10. その他社会教育に関する事項。³¹

当時の新聞報道は、「社会教育法は国策に忠じるものであり、一般国民の文化水準を高めるものである。その主要任務は公民自治及び読み書き知識以外に、民族精神の発揚にもある。科学知能及び国防常識の注入は、反共抗ソの国策に密接に協力しており、また社会教育機関は特別な推進機構である。(略)³²」と評している。こうして、学齢期を既に超えて初等教育を受けなかった全ての国民は、国民への社会教育と、「反共」という当時の国策を結びつけ、一律に補習教育(「国語」教育を含む)を受けさせる法律が成立した³³。

そして、1950年代の「国語」普及に関する法・社会整備を検討することで、次の点が明らかになった。

戦後初期(1945-1949)に、陳儀・台湾省行政長官は祖国化推進の機構として「台湾省編訳館」を設置し、責任者に許壽裳をあてた。このとき「脱日本化」と「中国化」を進めることが命題とされた。許は中国左翼知識人の一人である魯迅の国民性改造論に学びながら、近代的な国民国家を建設しようという理念を持ち、この理念に基づき台湾の「中国化」をはかろうとした。だが、国民党内の有力派閥であるCC派は五・四新文化運動以降の左傾思想に批判的であり、台湾の文化的統合政策には「三民主義」を最高理念として掲げ、許の考えは三民主義の中心思想から逸脱すると批判した。そして「二・二八事件」後、台湾省編訳館は撤廃され許も免職となる³⁴。

ところが、1949年末の国民党政府台湾移転後、国民党有力派閥であるCC派は1950年からの中国国民党の「改造」において蒋介石により排除され立法院内の一派閥にすぎなくなり、蒋介石の権威が極端に高められ「最高の領袖」による「領袖独裁型党治」が完成した³⁵。また、冷戦構造、蒋介石の大陸反攻への意欲、そして台湾と中国との対峙関係により、「共産主義」に対抗した

主張を台湾側は必要とした。そのとき用いられたのが「三民主義」に基づく思想や政策であった。そして、蒋介石主導による文化政策が実行されることになり、その中の問題の一つとして全国民への「国語」普及もあげることができると考えられる。

では、1950年代に法・社会が整備される中で、具体的に国語の普及がどのように進められていったのかをみていくこととする。

2. 「国語」補習教育の展開と実態

「補習教育」とは主に「識字教育」のことであり、「文盲」（中国語のママ）の一掃を目的としている。この「文盲」とは「すべての12歳以上の失学民衆をさす。つまり中国の文字を利用して本を読み、新聞を読み、通信し、書き綴ることができない者を文盲とする³⁶」と定義されている。

教育対象は「失学」の男女民衆で、「初級班」、「高級班」に分けられる。修業年限は「初級班」は四ヶ月から六ヶ月で、「高級班」は六ヶ月から一年とされた。科目は「国語」を中心とし、「常識」、「音楽」、「算術」からなる。一週間の授業時間数は初級・高級班は12時間とし、総授業時間は、初級班は四ヶ月で192時間、高級班は六ヶ月で288時間とされた。

表1 科目及び一週間あたりの授業時間数

	国語				常識					算数	音楽	合計	
	説話	読書	作文	写字	生産技能	公民	地理	歴史	自然				
初級班	4.5時間	4.5時間	1.5時間	—					—	1.5時間	12時間		
高級班	3時間	4.5時間				—					3時間	1.5時間	12時間

出典：台湾省国語推行委員会常務委員祁致賢『失学民衆教育課程標準芻議』（台湾省国語推行委員会、1956年）5-6頁。

これらの補習班は各県市政府が各「国民学校」（6年制の初等教育校。小学校に相当）にて実施されることになった。各県、市、郷、鎮の「失学民衆強迫入学委員会」及び郷、鎮役所が民衆の入学促進の指揮を執った。各班には国民学校から優秀な教師を1~2名つかせ、給与に200元を上乗せした。学生の募集は各県・市政府が各郷・鎮・市公所（役所）と協力し、必要に応じて強制的に入学させることとした。修了期限満了で成績合格者には県・市政府から初級民衆補習班修了証書が授与された³⁷。1951年の春、教育庁は民衆生活の改善、そして地方建設の実施と地方自治の必要性から、台湾全省の失学民衆数の調査に着手し、同時に非識字者一掃計画と国語推進工作を進め、各県・市に初級民衆補習班の設置を促した³⁸。1951年2月には「分年完成失学民衆補習教育五年普及計画」が開始され、1955年には完成すると予定された。この「五年普及計画」開始後、教育庁は相次いで「台湾省各県市国民学校辦理民衆補習班應注意事項（台湾省各県と市の国民学校で民衆補習班を実施する際の注意事項）」、「加強台湾省失学青年補習教育計画（台湾省失学青年補習教育強化計画）」を制定し、各県市に実施を徹底するよう指導した。1954年にも台湾省は戸籍を整理し、各県市の失学民衆の数を確認調査した。多くの県・市では財力不足によりク

ラスの増設ができない状態であった。そこで、県・市は省政府に失学民衆補習教育の完了期限の延長を認めるよう具申し、1959年度に非識字者一掃工作が完了すると変更した。その次に、「各縣市継続完成失学民衆補習教育普及計画実施要点」をさだめ、また、「強迫入学條例」により制定された「台湾省失学民衆強迫入学施行細則」により、強化実施の必要性に歩調をあわせた³⁹。こうした経緯により、表2の政府側統計にあるとおり、1950年頃からは1940年代と異なり急速に学生数が伸びていることが見て取れる。

表2 台湾省歴年度失学民衆補習班クラス数及び学生統計表 (1945-1960)

学年 度	クラス 数	学生数		
		計	男	女
1945	—	—	—	—
1946	180	9,219	5,411	3,808
1947	339	16,125	8,779	7,346
1948	386	16,129	6,724	9,405
1949	452	16,996	9,409	7,587
1950	1,347	64,564	40,045	24,519
1951	2,674	126,572	76,933	49,639
1952	3,722	197,243	121,847	75,396
1953	3,714	188,669	100,067	88,602
1954	4,241	206,196	96,884	109,312
1955	3,886	178,988	88,174	90,814
1956	3,240	148,480	70,483	77,997
1957	3,665	155,559	115,054	40,505
1958	2,282	84,949	69,301	15,648
1959	1,158	46,359	24,486	21,873
1960	622	23,293	6,650	16,643

出典：教育部社会教育司編『中華民國失学民衆補習教育概述』1965年、15-16頁、および台湾省文献委員会『重修臺灣省通志 卷3,住民志人口篇』（台湾省文献委員会、2001年）589-599頁のデータより筆者作成

また、使用されていたテキストには二種類あった。一つは「直接教学法」によるテキスト、もう一つは「方言橋梁法（方言利用法）」によるものである⁴⁰。「直接教学法」とのテキスト教材の内容には、会話、注音符號、読書を含んでいる。「方言橋梁法」のテキストには、内容は「直接教材法」と変わらないが、方言符號と注音符號の両方が付されている⁴¹。ここで特徴としてあげられるのは、1950年代においても台湾で「方言橋梁法」という名のもと、方言を用いた「国語」教育が行われていたことであろう⁴²。

次に、当時の授業内容について触れたい。「教材」は『初級民衆補習班課本第二冊』の「第十一課 戦時克難運動⁴³」という教材を例に見てみる。「教学目的」は①学生に「戦時克難運動」の意義を理解させること、②いかにして「戦時克難運動」を推進させるか学生に理解させること、であり、「教材」の主旨は、「反共抗ソ軍事時期において、反攻の準備をし、また一方では台湾を建設する。この二重任務はこの運動を推進することでのみ社会教育の宣伝を拡大でき、戦時生活の実行を激励することで、克難運動の目的に達することができる。」とされていた⁴⁴。この例から

当時の社会情勢を補習教育において受講生に教授していたことがみてとれる。

また、「民衆補習班」の目標とは、単に識字教育を実施するのではなく、「民族意識」を強め「民族精神」を発揚すること、日常生活に必要な知識と技能を身に付けることであるとされた。「国語」と「常識科」は平行して教授され、「三民主義」、「反共」のスローガンのもとに進められた。以下に「常識科」の学習内容を示してみたい。

三民主義の部分について：

三民主義の概要、民族主義の意義、民権主義の意義、民生主義の育と楽の問題、中国国民党、黄花岡、辛亥革命、袁世凱の討伐と護法、北伐、抗戦八年、国父孫中山先生、偉大な蔣総統。

公民常識の部分について：

我々の国家、我々の政府、我々の憲法、国旗と国家、良い公民、人民の権利と義務、反共抗ソ総動員運動、秘密を守ることと、諜報を防ぐこと、地方自治、地方自治機関、会議の開き方、我国の兵役制度、台湾は民族復興のとりで、国連。

本国歴史地理部分について：

中華民國の構成、我国古代の発明、孔子と孟子、ロシア帝国の中国侵攻、我国の边疆地域、我国の山川と気候、我国の物産、我国の交通。

農民について：

我々の農民政策、農会（農業組合）の組織方法、台湾省農会の改善、台湾省農会改善の成果、三七五減租（小作料削減）と公地放領（公有地払い下げ）、耕者有其田（自作農創出政策）の実施、農村合作、農業建設、共匪がなぜ農民を迫害するのか、共匪の土地改革。

労働者問題について：

我々の労働者政策、工会（工業組合）の組織方法、労働者保険、工会会員の権利と義務、如何にして現代労働者となるか、労資の合作、共匪はどのように労働者を迫害するか、増産と福利、国際労働者組織⁴⁵。

ここから、「国語」を学ぶだけでなく、「民族意識」も同時に学習することが課題となっていたことが見てとれる。

では、補習教育の現場はどうだったのか。「台湾省立台南社会教育館」を事例とした1957年の教育雑誌の記事⁴⁶からその一端を垣間見てみよう。

1. 【準備と計画】社会教育館附設の補習班なので、教員は館内の教育経験のある職員に兼任させた。台南市教育科の建議に従い、館周辺の9つの「里」を学区にし、通学の便をはかった。学区が市の中心部に位置するため男性の「失学成人」はほとんどおらず、女性の方が非常に多い。これは農村から市内へ使用人として雇われてくるためである。よって、女性のみを募集とし名称も「初級婦女班」とした。館内に専用の教室をおき、机や椅子は成人の高さのものとした。また、縫物の授業用に机を大きめのものにした。「国語科」用に「注音符号

拼音器)、「生字卡(新出字カード)」、「造句卡(短文作りカード)」、「拼音卡」等を、「算術科」用に「九九練習器」、「四則計算証明器」、「四則心算練習卡(加減乗除暗算練習カード)」等を、「常識科」用に單元ごとに必要な実物や標本を用意した。

2. 【**新入生募集工作**】地区の公所(役所)、警察派出所、里辦公処に館から職員を派遣し、募集の協力を依頼し連携を密にした。標語を貼ったり、映画を放映したり、また、街頭で放送を流した。館全職員を動員し各家庭の「失学婦女」を訪ね、教育を受ける重要さを説明し、入学を勧めた。また、地域の「里長」「鄰長」を介し、彼らの人間関係も利用して入学を勧めた。但し募集には自主的な入学に限り警察の力を借りて強制的に入学させることはしなかった。ここは都市部であるので強制的にすると民衆の反感を買うからだった。よって館では職員が懇切丁寧に説明して回った。結果、募集人員を超える人が応募した。中には50歳近くの女性2名も含まれていた。
3. 【**カリキュラム編成**】科目は教育部指定のほかに、学生が女性であることから「家事科」を設けた。国語科：週6コマ、計270分。常識科：週3コマ、計90分。算術科：筆算が週2コマ、計60分。珠算が週1コマ、30分。音楽科：週1コマ、30分。家事科：週2コマ、計90分。集会：週1コマ、30分。「康楽活動」(安らかで楽しい活動)：週2コマ、計90分。以上、一週間で計630分。授業時間は毎晩三コマとしたが、学生の仕事の時間と重ならないように配慮した。
4. 【**教材について**】国語科では、教育庁編纂の『民衆補習班課本』を採用する。また、会話教材は台湾省国語推行委員会編の『民教班婦女班説話課本』を利用し、適宜内容を改め、印刷して配布する。算術科では、筆算については国民学校の算術テキストのうち、成人が日常生活に必要な部分、つまり、加減乗除の計算、暗算、度量衡、貨幣の換算簡易記帳法などを主に用いた。珠算については教師が編集して基本練習ならびに日常生活に関わるものを教材とする。常識科では、教材は自作編集したものをを用いる。内容は、国語学習と密接に関わるもの、その季節や祝日及びその地方の環境に合わせたもの、女性のために家庭や幼児の衛生管理に関わるものとする。家事科、音楽科の教材は担当教師が編集する。
5. 【**教授方法**】学生が自発的に学習するよう啓発する。初期の段階では、「失学婦女」の程度にあわせて單元ごとに教える。だが、後半に入ると学生の自習能力を高めることに重きをおき、彼女等に継続して自習させるようにする。また、学生が習得した部分があれば、それを自宅に持ち帰って家族に教える。また、分からない点は教育を受けた家族や近所、友人から教えを受ける。

この事例からは、「民衆補習班」はあくまでも民衆の自発的な参加が強調され、しかも、地域ごとに実施方法が異なる(ここでは婦女のみを対象としている点)など、政策と実態では異なる側面があることが見て取れる。その地域の人々の学習程度(不足している部分、補充すべき部分)を調査していること、そしてカリキュラムから「娯楽」「教育」という1953年に蒋介石が発表した『補述』の主題を踏まえた構成が実行されていたことがみてとれる。

3. 「国語」普及における「簡体字」使用の議論

「国語」普及の過程において、字を簡略化させて普及を促進させようとする動きもあった。上述したとおり1951年6月には、教育部は国語推進の強化をはかるため、教育部は9名からなる委員で17回にわたる会議が開かれた。その中で国語推進に関わる重要事項の一つに簡体字の研究が挙げられていた。その後、1953年7月、教育部に設置された「簡体字研究委員会」発足後の同年9月10日、国民党中央委員会総理紀念週にて、羅家倫⁴⁷（党史委員会主任委員・考試院副院長）は「中国文字は保存しなければならない。しかしもし保存したいのであれば、中国文字を簡略化しなければならない。そして、多くの民衆に容易に学習させるのである」と述べるとともに、続けて蒋介石のことばも引用している。「総裁（蒋介石）は更に正しい指示を述べている。大衆の書く文字が大衆化できないのであれば、ではいかなる効果が望めようか！我々の知っていなければならない文字とは感情を表すものであり、知識をえて生活の道具を勝ち取るものなのである。よって簡体字の必要とは生活の必要であり、時代の必要なのである」⁴⁸。おりしも同年11月14日には蒋介石により前述の蒋介石著『補述』が発表され、その中で蒋介石により、「成人非識字者一掃運動を推進し、彼らに本や新聞、記事を読めるようにしなければならない⁴⁹」と指示されている。また、蔣は同年12月16日に第十七次総動員運動会報⁵⁰で「簡体字の提唱は極めて必要（簡体字之提唱、甚為必要。）」、「教育、大衆の便宜のため、国家の立場から簡体字は非常に有用であり、私は提唱の必要性に賛成する」と指示し⁵¹、蒋介石は同年9月の演説とあわせて、簡体字こそが非識字者一掃に役に立つと考えていたと思われる。

しかし、蒋介石は簡体字提唱の必要性を示したにもかかわらず、党内の保守派から強い反対の声が上がったこと、そして、中国大陸において、共産党が文字改革で簡体字を使用したことから、簡体字の採用を再び提唱することはなくなった。そして一連の簡体字論争の後、1956年6月21日に教育部令として、①学校における学生の宿題や課題、②試験の問題と答案、③文教機関及び出版社から出版される教科書や雑誌など、の三点において、簡体字使用の禁止と書式（上から下、もしくは右から左へ）を規定する「台45（社）字第5866号」が通知された。簡体字使用禁止の理由として「共匪がわが国の伝統文化を破壊している」ことを掲げている⁵²。ここで「国語」普及のための簡体字採用論争は終止符を打った⁵³。

第3節 「国語」補習教育に対する民衆の反応

ここまでは主に「国語」補習教育の政策面について論じてきた。では同補習教育はどれほどの効果をあげ、また民衆側はどう受け取っていたのか。この問題を義務教育との比較を通じて検討してみたい⁵⁴。

当時、義務教育は「国民学校」（6年制小学校-筆者注）限りであり、上級の学校に上がるためには入学試験を突破する必要があった。ところが、入学希望者数に対して定員数は限られており、入試競争が激しかった。家庭では子供を中学校へ入学させるため、入試準備に惜しみない努力をささげた。また小学校においては家庭からの中学入試合格という要求を果たすため、入試合格を

目標においた入試科目の補習が行われた。また、そうした補習をすることで小学校側としては中学合格率を高めることとなり、ひいては社会からの評価をえる状態になっていた。その結果、入試対策が激しさを増して入試科目補習も常軌を逸するようになり、児童の健康にも影響を与えるようになったという⁵⁵。また、徐南號氏らの整理によれば、1945年から小学校への就学率は80%に達しており、1950年代半ばからは90%を超えるようになった⁵⁶。ここから、小学校では激しい入試のための補習教育と高い小学校への就学率ともあわせ、順調に「国語」教育が進んでいたと思われる。また、児童が学校で学んだものを家庭で反復練習することは、戦後台湾の政府による教育を受けていない父母ら家族への民族意識注入と「国語」普及も意図されていたという⁵⁷。

一方、「国語」補習教育は小学校教育のように厳格ではなかった。ある台湾省臨時議会議員は、次のように指摘している。補習教育クラスは夜間に実施され、受講者の多くは女性が占めている。また、多くの民衆は「国語」を学んでも役に立たないと考え、入学を拒んでいた。そのため実施側は学生募集のポスターを貼ったり、場合によっては上級機関に虚偽の受講者数を報告したりした。教育当局も実際の現場を見て回り、その中で台湾省政府教育庁・劉先雲庁長は「理想的な実施状況でない」というコメントを発している⁵⁸。教育庁側は1957年に「台湾省失学民衆強迫入学細則」を制定し、補習受講の対象者が入学通知を受け取った後、受講に行かなかった場合、勧告、そして警告を発し、それでも受講しないときは罰金を科すこととした⁵⁹。こうして「国語」補習者数を高める努力がなされた。

だが、実態は実施者側の期待を裏切る状態であった。まず、民衆の多くは仕事に忙しく、勉強する余力がなかった。そして、年配者は年齢を考慮し勉強するということに抵抗があった。しかも、そもそも「国語」を学ぶことへの重要性を多くの者は感じていなかったという⁶⁰。また、教員側にも「国語」補習教育への熱意が欠ける点があった。なぜなら担当教員が専任ではなく小学校との兼任であったことによる。教員は昼間の小学校教育で疲れ、夜は翌日の授業準備をしなければならなかった。よって、夜間に実施される補習教育に力を注ぐことができなかった。そうした教員の姿勢は受講者側にも影響を与え、学習意欲が削がれることになったという⁶¹。また、台湾省国語推行委員会常務委員などを務めた祁致賢は彼自身の回想録の中で『「国語」補習教育での非識字者一掃策は完全に失敗だった』とまで断じている。その失敗の原因として(1)教材、教学法に誤りがあった、(2)補習クラス修了者に継続して自学自習させる能力を身につけさせなかった、(3)教育当局側にも十分な継続した自学自習に対する教育的配慮が欠けていた、という点を挙げている⁶²。「国語」補習教育の地域差も存在し、財政難の県において同補習教育の推進が予算に余裕のある県よりも遅れるという事態も起こっていた⁶³。

おわりに

1949年末の国民党中央政府の台湾移転後、台湾では一党独裁体制が確立され、台湾を大陸反攻の基地とした。「国語」が理解できない台湾人(本省人)には、民族精神に関する科目と平行して「国語」を教授することで、国家統合を進めていた。実際に「国語」ができない本省人に大陸反

攻の任務につかせるという、切迫した事情も「失学民衆」への補習教育により「国語」普及策の後押しとなったものと考えられる⁶⁴。

また、この「国語」補習教育には近代国家構想理念をも含んでいた。「国語」補習教育そのものは、政府が中国大陸期のころより国家統合の一つの手段として始められていた⁶⁵。また、政府は1931年から1933年にかけて孫文が近代国家建設の不可欠とした初の全国規模の国勢調査を実施し、その結果、非識字率が80%であることから「識字運動」を展開している。その一環として「簡体字の制定」を行い、当時の教育部は324字の簡体字表を公布した経緯がある⁶⁶。また、蒋介石自身も「簡体字」に期するところがあり、1934年「匪区（共産党解放区）における教育実施の重要性と困難」に鑑みて、蒋介石は「簡字」の施行について教育部に討議するよう命じている⁶⁷。

そもそも、台湾における「簡体字」の議論は、「民衆」と「政府」それぞれの思惑により出現したものであった。特に、「民衆」に関しては「国語転換（日本語から中国語へ）に伴う言語習得問題」があり、民衆が新たな「国語」（中国語）の習得に際して、文字の繁雑さから字体簡略化に対する要請が高まったという⁶⁸。すなわち、台湾での「簡体字」採用の挫折は、効果的な民衆の「国語」学習に支障をきたした、ということができよう。

また、近代中国において識字教育は、連年の戦乱で成果が上がらず、識字率に関する統計調査もできず、識字率が相当に低い、しかも年々低くなっていく傾向がある、とされる⁶⁹。よって、台湾に移転した政府が、「社会教育法」を制定し、さまざまな「辦法」を発して「国語」補習教育をすすめたこと、ならびにそれに関連して蔣が「簡体字」提唱に賛同した背景には、中国大陸で果たせなかった民衆への「国語」普及という、蔣や政府の近代国家形成理念が確認できる。

蔣は來台後、『補述』において、「非識字者の一掃」をうたい、「簡体字」を提唱し民衆への「国語」普及に意欲を見せた。だが、台湾で実施された「国語」補習教育の実態とは、会議録などによると順調に進まなかった側面があった。そもそも、1946年4月の「台湾省国語推行委員会」設立時、「国語」普及は、まず「国民学校」（小学校-筆者注）児童からはじめ、そして、徐々に青年・成人に広めていく⁷⁰、とされた。1948年2月、陳誠・台湾省主席は、台湾での国語普及は「国民学校から始める」と指示しており⁷¹、1950年代に至っても、洪炎秋⁷²により政府の国語教育の重点は学校教育に置かれていることが指摘されている⁷³。すなわち、日本統治時代生まれの者を、「国語」を理解する「中華民国」の国民に仕立て上げることは結果として重視されず、中国大陸で未完のまま終わった大衆への「国語」普及は、台湾においても未完であり、戦後台湾の国民統合は、この点で元「日本人」を置き去りにしたまま、不完全な形で進められていったのである⁷⁴。

付記 本誌査読者より、丁寧かつ有益なコメントをたまわった。記して感謝申し上げる。

なお、本稿は松下国際財団2007年度「研究助成」による成果の一部である。

注

- 1 周婉窈「台湾人第一次的「国語」経験」『海行兮的年代 日本殖民統治末期台湾史論集』(允晨文化実業、2003年) 99頁。ただし、この理解率は3ヶ月間「国語講習所」課程に通い「国語」(日本語)を話せるようになる、という官側の定義に基づく統計から導き出されたものであり、実際の状況とは異なる、と周氏は指摘する。
なお、台湾の文学作家である葉石濤氏は終戦の段階で既に台湾の人口の三分の二までが日本化されており、葉氏自身も台湾の土着言語である台湾語が話せなかった、と指摘している(許雪姬「台湾光復初期的語文問題」『思与言』第29巻第4期、思与言雑誌社、1991年、158頁)。
- 2 吳文星「第六章 社会領導階層與同化政策——以「国語普及運動」為中心」『日坵時期台湾社会領導階層之研究』(正中書局、1992年) 365頁。
- 3 1945年以後、脱植民地化を経て民族言語を復興する動きは朝鮮や東南アジアをはじめ多くの地域で見られる。戦後台湾の言語状況の特徴とは、脱植民地化したにもかかわらず、その土地のほとんどの人が聞いたことのない言語が普及された点である。類似の事例として例えばパキスタン、セネガルなどが挙げられる(萬宮健策「パキスタンにおける言語運動年表」『アジア太平洋論叢』第14号、アジア太平洋研究会、2004年)(砂野幸稔『ポストコロニアル国家と言語 フランス公用語国セネガルの言語と社会』三元社、2007年)。だが、このパキスタンやセネガルなどの事例と台湾の違いは、戦後の「国語」が台湾住民にとっては二つ目の「国語」であり、そのうえ、最初の「国語」が戦後の統治者にとっては国土に侵略してきたつい先ごろまでの敵の言語(日本語)であった点である。
- 4 何義麟『「国語」の轉換をめぐる台湾人エスニシティの政治化』『日本台湾学会報』第1号(日本台湾学会、1999年)。黄英哲「戦後台湾における『国語』運動の展開——魏建功の役割をめぐる」『法学研究』v.75, No.1(慶應義塾大学、2002年)。汪毅夫「魏建功等“語文学術專家”與光復初期台湾的国語運動」『閩台区社会研究』(鷺江出版社、2004年)など。
- 5 若林正文「台湾の近現代と二つの『国語』」村田雄二郎・C.ラマール編『漢字圏の近代 ことばと国家』(東京大学出版会、2005年) 27-29頁。
- 6 何容(1903-1990)。河北省深沢県生まれ。1923年に北京大学入学。1931年、教育部の「国語統一籌備委員会」の委員。1935年、羅常培と魏建功の推薦により北京大学で「中国文法」を教える。1935年、新設の「教育部国語推行委員会」委員。1945年、「台湾省国語推行委員会」副主任(1949年から、委員会が撤廃される1959年まで主任委員)。来台後は『国語日報』副社長、「中国文芸協会」理事などを兼任。1959年、「台湾省政府教育庁国語推行委員会」副主任委員(劉紹唐主編『民国人物小伝 第17冊』伝記文学雑誌社、1996年、55-59頁)。なお、何容の「国語」普及への姿勢については、洪炎秋『何容這個人』(国語日報社、1975年)、何容『何容文集』(国語日報社、1975年)を参照。
- 7 何容・齊鐵恨・王炬『台湾之国語運動』(台湾省教育庁、1948年) 10頁。
- 8 黄英哲 2002年前掲、405-407頁。
- 9 黄英哲『台湾文化再構築 1945-1947の光と影』(創土社、1999年) 第一章。
- 10 何清欽『光復初期之台湾教育』(復文図書出版社、1980年) 207-208頁。
- 11 「台湾省普及失学民衆識字教育卅五年度実施計画」『台湾省行政長官公署公報』1946年、秋、887-888頁。
- 12 許容敏「草創期国民政府統治下における台湾の社会教育政策」『人間文化研究科年報』第19号(奈良女子大学大学院人間文化研究科、2004年) 118頁。
- 13 葉龍彦「台湾光復初期的社会教育」『台北文獻』直字第117期(台北市文獻委員会、1996年) 94頁。
- 14 日本統治時代に教育を受けた者であっても「国語」補習教育の対象となったのか。この点については、以下の記述が参考になる。1951年、台湾省政府教育庁が調査した際、補習の対象となるのは“台湾省13歳から45歳までの国民教育(=小学校教育) 或いは日本統治時代の国民教育を受けたものの、「普通漢字」を知らず、また、「国語」(中国語)に通じない失学民衆”と規定されている。(教育部社会教育司・台湾省教育庁編『台湾省辦理失學民衆(役男)補習教育工作報告：47年度第二學期』台湾省政府教育庁、1960年、9頁)。例えば、現在も日本語で文学作品を書く黄靈芝は、

「昭和二十年なる年号が民国三十四だと呼びかえられた日から、人々は忽ち啞となり聾となり盲となった。何しる当時、政府の係員が戸別訪問をして台湾人の学の水準を調査したが、私の戸籍簿の教育程度欄には「不識字」（字を知らず）と書かれてしまった。中学で習った漢文など全然役に立たなかったのである。（中略）。文盲には字は書けなかったし、迂闊に日本文を書くと思いを疑われてしまいがちだった」と述懐している（黄智慧「ポストコロニアル都市の悲情——台北の日本語文芸活動について」大阪市立大学大学院文学研究科アジア都市文化学教室編『アジア都市文化学の可能性』清文堂出版、2003年、122頁。初出は、黄靈芝『黄靈芝作品集』巻18、自費出版、2000年、138頁）。洪炎秋は、「光復（1945年）時点で、台湾の小中学生は日本語のみを理解し中国語を忘却している。30歳以下の社会人士も言語・文字については“文盲”に等しい」としている（洪炎秋「十年来的台湾国語運動」謝然之編『台湾十年』台湾新生報社、1955年、256頁）。そして、補習教育を通じて「日本統治時代の『文化遺毒』を根絶する」ことも目的とされた（台湾教育補導月刊編輯委員会編『台湾教育發展的方向』台湾教育補導月刊社、1960年、62頁）。これら資料から、当時の成人に達した台湾人はたとえ日本植民地期の教育を受けていても教育水準は白紙に戻され、補習教育を受けさせられていたものと考えられる。

- 15 「台湾省各県（市）国民学校及中心国民学校民教部学生強迫入学辦法」『台湾省行政長官公署公報』1946年、夏、641-642頁。
- 16 二・二八事件とは、1947年2月28日夕方に起こったヤミ煙草の取締りに伴う暴行をきっかけとして、それまでの国民党政府に対する台湾人の不満が一気に爆発して全島的な反政府運動となり、これに対する政府の弾圧の結果、多くの人命が失われた事件をさす（呉密察著、許佩賢編集、村上護訳「第4章・台湾、第4節・脱植民地の挫折」松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『中国史5——清末～現在』山川出版社、2002年、604頁）。
- 17 高佳芳氏によるインタビューで得られた証言より引用した（高佳芳「台湾の成人識字教育の現状と課題」『天理インターカルチャー研究所研究論叢』第11号、天理インターカルチャー研究所、2002年）。
- 18 何義麟『二・二八事件 「台湾人」形成のエスノポリティクス』（東京大学出版会、2003年）97頁。
- 19 1946年10月25日には新聞・雑誌における日本語文芸欄をはじめとする日本語使用が禁止される。これは日本語を通じて知識をえたり、表現したりすることができなくなることであり、強い反発があがった（何義麟1999年前掲、96-97頁）。なぜこのような強硬な政策を実施したのか。戦後初期の台湾では、日本語は国語普及の障害物となった。そのため、はやくから外省人官吏に日本語禁止をとらせるものがいた。その最大の理由としてあげられるのが、自国の国民が外国語（＝日本語）という敵国語でコミュニケーションをはかることは到底ゆるされるものではなかったからだ。政府側は、国語能力を国家観念や国民精神の基礎とし、国語能力の低さから台湾人の自治能力への疑念をあらわし、政策決定の権力ポストから排除した。何氏によると、陳儀政府は台湾人の祖国化が達成されたあと、完全な地方自治を実施するという方針を持っていたため、行政機構における台湾人の地位を低く抑えたと論じている。しかも、国語普及のための環境が十分整っていない上にむりな目標をしいるやり方は台湾人には不評であり、国語学習が一定のレベルに達するまでの期間として日本語禁止について数年の猶予を願い出たがそれらは無視された。日本語禁止が事実上本省人による政治参与を阻むものであったから本省人の知識人層の反発と不満を買い、国語学習熱は僅か一年で急速にさめ、人々は国語を学ばないという消極的な抵抗手段をとった（黄宣範『語言、社会與族群意識——台湾語言社会学研究』文鶴出版、1995年、107頁）。
- 20 林秋敏「台湾省新運婦女工作委员会與戦後初期台湾婦女工作」『国史館學術集刊』第三期（国史館、2003年）。
- 21 「台湾省各県市三十五年度小学教員暑期訓練實施辦法」薛月順編『台湾省政府档案資料彙編 台湾省行政長官公署時期（三）』（国史館、1999年）395-401頁。
- 22 「台湾省暫行調訓及新訓行政幹部實施辦法」、「台湾省各級行政機關設立国語国文訓練班實施辦法」『台湾省行政長官公署公報』1946年10月4日、52頁。1946年11月15日、行政長官公署の政務会議において陳儀は、「本省行政上の第一要務は台湾同胞の国語国文の訓練である。しかし、現在42,000人余の公務員のうち、四分の三は中国文の書類が読めず、中国の法令も知らない台湾省籍公務員である。彼らには行政業務の遂行能力があるわけがない。我々はより一層の努力で、（中国）内地からの公務員を教師にして、来年一年内の訓練計画を通じて、台湾籍公務員の聞く、話す、読

む、書く、の語学力を向上させ、官庁書類の処理能力を養わなければならない」と台湾人公務員の「国語」能力について指示を出している（「政務會議紀要 長官指示」『台湾省行政長官公署公報』1946年11月2日、720頁）。

- 23 この論著はどのようなものなのか。Edwin A. winckler の整理によると、「主要な戦後台湾における国民党文化政策の声明」であるという。第一章では政府の教育の目標が記されている。第二章では幸福（happiness）を求めた、知力と身体の「娯楽化」を勧めており、政府は必要な施設を作るべきだ、と述べている。全体を通して明確に述べていることは、国家の文化プログラムは、反共産プロパガンダ（anti-communist propaganda）である、という点だ（Edwin A. Winckler, “Cultural Policy on Postwar Taiwan”, Stevan Harrell and Huang Chun-chieh, *Cultural Change in Postwar Taiwan*: Westview Press, 1994, pp30-31）。
- 24 たとえば、祁致賢『怎樣掃除文盲』（台湾省国語推行委員会、1954年）や、祁致賢『失学民衆教育課程標準芻議』（台湾省国語推行委員会、1955年）など、当時の成人向け「国語」教育書籍の巻頭には、かならず、「蒋介石『民生主義育楽兩篇補述』による最高指示」と記されている。
- 25 国父遺教・蔣總統增補『国父百年誕辰紀念叢書 三民主義增録民生主義育楽兩篇補述』（正中書局、1965年）37頁。
該当箇所をここで訳出しておく（下線は筆者による）。
中国は過去に学校教育を特権階級の設備と見なしてきた。故に学校が数十年開かれても、一般の国民が教育を受ける機関は大変少なかった。非識字者にいたっては全体の人民の中で大変多くの部分を占めている。民生主義教育の目的は、一般国民をその民生主義に適する社会生活に導くことであり、また、革命建国の器材とすることである。最初の一步は、一般国民に字を覚えさせ、全公民に常識を備えることである。そして一般の児童の強制教育とは、民生主義教育の出発点である。次に非識字成年国民に対しては、男女分け隔てなく、非識字者一掃運動を推進し、彼らに本や新聞、記事を読めるようにしなければならない。我々の憲政は地方自治を基礎としており、民権主義は一般国民が地方自治団体において四権を行使しなければならない。この四権の行使は、必ず国民にまず字を覚えさせなければならない。よって非識字者一掃運動は地方自治と市区郷鎮の学校の基本工作である。
- 26 黄龍先『民生主義育楽兩篇之研究與実施』（中華文化出版事業委員会、1956年）1-6頁。
- 27 台湾省国語推行委員会常務委員祁致賢『失学民衆教育課程標準芻議』（台湾省国語推行委員会、1956年）2頁。
- 28 教育部秘書室編『四年来教育施政概況』（教育部秘書室、1954年）108-116頁。
- 29 同上。
- 30 1942年、中華民国教育部は「社会教育草案」（計25ヶ条）を提出したが、国会審議中、未成立となった。そして国民党政府遷台後、1953年9月8日に新たに起草された法案は国会の三読会をへて可決され、同年9月24日、総統により公布、施行された（葉淑幸「紹介 中華民国の社会教育法」『社会教育研究年報』名古屋大学教育学部社会教育研究室、1981年、115頁）。
- 31 孫邦正編『中華民国建国六十年紀念 六十年来的中国教育』（正中書局、1971年）628-631頁。
教育部社会教育司編『中華民国社会教育概況』（教育部社会教育司、1963年）29-30頁。葉淑幸1981年前掲、121-123頁。
- 32 『聯合報』1953年9月9日、1頁。
- 33 前掲『中華民国社会教育概況』29-30頁。葉淑幸1981年前掲、121-123頁。
- 34 何義麟2003年前掲、96-100頁。
- 35 松田康博「第一章 中国国民党の『改造』」『台湾における一党独裁体制の成立』（慶應義塾大学出版会、2006年）88-90頁。
- 36 教育部社会教育司編『中華民国失学民衆補習教育概述』（教育部社会教育司、1965年）5頁。
- 37 林文龍・程大学・胡鍊輝編『重修台湾省通志 卷六文教志社会教育篇』（台湾省文献委員会、1993年）507頁。
- 38 同上書、507頁。
- 39 同上書、508-509頁。
- 40 祁致賢1956年前掲、3頁。
- 41 祁到賢「論掃除文盲」『教育通訊』復刊台版第5巻第19期（世界書局、1954年）。
- 42 これまでの先行研究（黄英哲2002年前掲）では、戦後初期の一時期、魏建功・台湾省国語推行委

員主任委員によって、台湾人の国語学習のためには台湾語を回復させるべきだという考えが主張されたが、「二・二八事件」以後、特に1950年代以降は学校教育の場において台湾語使用が取り締まりの対象となった、と論じられてきた。これに対し、本考察では同年代において少なくとも社会教育の場では台湾語を媒介とした「国語」補習教育があった点を指摘しておきたい。ただし、実態としてどの程度この「方言橋梁法」を用いた「国語」補習教育がなされていたのかに関しては、筆者の入手した資料の制約から明らかにできなかった。今後の課題としたい。なお「国語」補習教育を含め、1950年代の学校教育、兵役男性へ対する台湾語を媒介とした「国語」教育については、菅野敦志『台湾語を媒介とした国語教育』再考『日本台湾学会報』第八号（日本台湾学会、2006年）を参照のこと。

- 43 克難運動とは、1950年から軍によって進められた反共キャンペーンへの青年・学生の動員運動のこと（『中央日報』1956年6月7日、1頁）。
- 44 曹竟成『怎樣辦理民教班』（復興書局、1955年）66-70頁。
- 45 同上書、34-36頁。
- 46 林懋「掃除文盲運動在台南——介紹省立臺南社教館實驗民教班」『台湾教育補導月刊』第7巻第5期（台湾教育補導月刊社、1957年）。
- 47 羅家倫（1897-1969）。浙江紹興生まれ。北京大学文科在学中に月刊『新潮』を出版。北京大学陳独秀・胡適の支持を受ける。1920年から欧米へ留学し、1926年帰国し北伐に参加。国民革命軍総司令部参議、総司令部編集委員会委員長、中央党務学校副主任。1928年教育処処長、清華大学校長。1947年国民党政府駐インド大使。1949年12月インドと中華人民共和国に国交が結ばれたことにより、台北へ帰国。1952年考試院副院長。1957年国史館館長（嚴如平・宗志文主編『中華民國史史料叢稿 民国人物伝（第5巻）』中華書局、1986年）。なお、羅は考試院副院長在任中に「簡体字運動」を提唱した。
- 48 張博宇編『台湾地区国語運動史料』（台湾商務印書館、1974年）159-160頁。
- 49 国父遺教蔣總統增補1958前掲、35頁。黃龍先1956年前掲、75-79頁。
- 50 「会報」とは、会議記録のことを指す。
- 51 張博宇編1974年前掲、161頁。羅家倫『簡体字運動』（中央文物供应社、1954年）5・45頁。
- 52 張博宇主編『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編（上）』（台湾省政府教育庁、1987年）454頁。
- 53 簡体字論争の具体的経緯は、菅野敦志「台湾における『簡体字論争』——国民党の『未完の文字改革』とその行方」『日本台湾学会報』第6号（日本台湾学会、2004年）を参照。
- 54 この検討作業を行う際、当時最も民意を表していると思われる「台湾省臨時省議会」の議事録を参照した。台湾人にとっての第二の「国語」（中国語）への対応には、とまどい、沈黙、抵抗、利用、不服従などが考えられる。こうした当時の台湾人の反応を知るには新聞、雑誌における読者投稿欄などを分析するのが有効だと思われる。しかし、1950年代には「出版法」など、言論を規制する法が修正公布される。詳しくは、楊秀菁『台湾戒嚴時期的新聞管制政策』（稻郷出版社、2005年）を参照。そこで、筆者は臨時省議会にて、教育現場の声を代弁する議員の発言を、当時の人々の反応ととらえることとした。
- 55 李園会『九年国民教育政策之研究』（文景出版社、1985年）555-556頁。こうした現象を当時「悪性補習」とよんだ。
- 56 徐南號・林玫伶「台湾推行義務教育之經驗演進」『比較教育通訊』第35期（国立政治大学教育研究所、1994年）。
- 57 陳雙興「推行国語慶以国校為中心普遍至一般社会」（『国語日報』1952年9月21日、2頁）。
- 58 台湾省臨時省議会秘書処編『台湾省臨時省議会第二届第一次大会專輯』（下冊）（台湾省臨時省議会秘書処、1954年）1297頁。台湾省臨時省議会秘書処編『台湾省臨時省議会第二届第二次大会專輯』（下冊）（台湾省臨時省議会秘書処、1955年）1550頁。
- 59 張博宇主編1987年前掲、433-436頁。
- 60 曹竟成「一年来的民衆識字運動」『教育與文化』第10巻第10期（教育與文化社、1955年）21-22頁。
- 61 台湾省臨時省議会秘書処編『台湾省臨時省議会第二届第五次大会專輯』（下冊）（台湾省臨時省議会秘書処、1956年）1926頁。
- 62 祁致賢「我在台湾三十年」『人理学』（遠流出版社、1992年）412-413頁。祁致賢は1947年に中

国大陸から台湾に移住し、台湾省国語推行委員会常務委員、国語実験小学校校長、国語日報社副社長、語文補習学校校長を務めた。本コメントは語文補習学校校長時代の1977年に書かれたものである。

- 63 台湾省臨時省議会秘書処編『台湾省臨時省議会第三屆第一次大会專輯』(下冊)(台湾省臨時省議会秘書処、1958年) 3400頁。
- 64 国民党政府の台湾移転後、蒋介石と共に台湾に渡った外省人を基幹とした兵士は数回にわたり退役させられた。かわって1952年5月10日には台湾省政府は国民兵訓練の実施を決定した(大阪外国語大学アジア研究会編『1940年代アジア総合年表』大阪外国語大学アジア研究会、1995年、96頁)。約85%の本省人を主体とした青年の兵役召集が始められるようになった(笹本武治・川野重任編『台湾経済総合研究 上』アジア経済研究所、1968年、84頁)ものの、1954年9月21日の『国語日報』の記事によれば、多くの募集に応じて入隊した国民兵は、国語が話せず、また聞いて理解できない状態であったという(黄宣範「近五十年来台湾語言政策的變遷」張炎憲・陳美蓉・黎中光編『台湾史系列1 台湾近百年史論文集』財団法人吳三連台湾史料基金会、1996年、37頁)。
- 65 李建興「第九章 民国以来社会教育的發展」『中国社会教育發展史』(三民書局、1986年)。
- 66 家近亮子『蒋介石と南京国民政府』(慶應義塾大学出版会、2002年) 173-174頁。
- 67 村田雄二郎「もう一つの簡体字・漢字とナショナリズム」田中克彦・山脇直司・糟谷啓介編『言語・国家、そして権力』(新世社、1997年) 199頁。
- 68 菅野敦志 2004 前掲、83頁。
- 69 于吉文「中国の識字教育の問題点に関する分析」『中国研究月報』615号(中国研究所、1999年) 27頁。
- 70 何清欽『光復初期之台湾教育』(復文図書出版社、1980年) 14-15頁。
- 71 1948年2月26日、台湾省国語推行委員会の会議において何容主任委員より報告された、陳誠台湾省主席の指示(張博宇主編『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編(中)』台湾省政府教育庁、1988年、102頁)。
- 72 洪炎秋(1902-1980)は鹿港の人。幼少年期には漢学を学び、1915年には父が日本語を拒否する中で日本語学習を始める。1918年に日本内地に留学するが、父が学費の支援を行わなかったため、学業半ばにして台湾に戻る。そして注音字母と「国語(中国語)」を学び始める。1922年、父に伴われ中国本土を訪れ、1923年には北京大学預科乙組英文班に合格。1925年本科教育系に編入し、1929年卒業。その後河北省教育庁にて勤め、1931年北京大學で、1937年から45年までは北京大學、北京師範大學にて教鞭をとる。1946年に台湾へ戻り台中師範學院の校長となる。二・二八事件の後で一旦校長職を解かれた後、台湾省国語推行委員会副主任委員を、そして1948年からは国語日報社社長をつとめ、台湾大學中文系にても教鞭をとる(許雪姬総策畫『台湾歴史辞典』、遠流出版社、2004年、586-587頁)。よって、戦後台湾における国語教育の状況を理解できる立場にいた洪の発言は実態を踏まえたものだと考えられる。
- 73 洪炎秋「十年来的台湾国語運動」謝然之編『台湾十年』(台湾新生報社、1955年) 260頁。
- 74 民衆の「国語」補習教育への消極的姿勢は、上からの第二の「国語」(中国語)普及という押しつけにする「声無き抵抗」であったといえるかもしれない。この点に関しては、今後の研究課題としたしたい。なお松永正義は、『民衆補習班』を通じた『国語』の押しつけが、『国語』を外部的のものとして感じさせた大きな契機の一つだったのではないかと見方を示している。松永正義「戦後台湾の『国語』問題」『台湾文学のおもしろさ』(研文出版、2006年) 228頁。